

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第63号

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則の一部を改正する規則

香川県国民健康保険調整交付金条例施行規則（平成17年香川県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通調整交付金定率分の額の算定)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 調整交付金算定省令第4条第1項第2号イに規定する<u>後期高齢者支援金の納付に要した費用の額</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 当該年度の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）<u>第72条の3第1項の規定による繰入金の2分の1に相当する額</u></p> <p>2 略</p> <p>(特別調整交付金の額)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に災害等により減免の措置をとった<u>被保険者に係る保険料</u>（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の額が、<u>調整交付金算定省令第4条第1項の調整対</u></p>	<p>(普通調整交付金定率分の額の算定)</p> <p>第4条 普通調整交付金定率分の額は、第1号から第3号までに掲げる額の合算額から第4号に掲げる額を控除した額を基準として別に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）第4条第1項第1号イに掲げる額から前々年度の同号ロに規定する基準超過費用額を控除した額</p> <p>(2) 調整交付金算定省令第4条第1項第2号に規定する<u>老人保健医療費拠出金額</u></p> <p>(3) 調整交付金算定省令第4条第1項第3号イに規定する介護納付金額</p> <p>(4) 当該年度の国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）<u>第72条の2の2第1項の規定による繰入金の2分の1に相当する額</u></p> <p>2 法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じている市町及び県又は市町が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町に係る調整交付金算定省令第4条第1項第1号イに掲げる額は、同条第2項から第7項までの規定を準用して算定した額とする。</p> <p>(特別調整交付金の額)</p> <p>第6条 条例第6条第1項の規定に基づき交付する特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に災害等により減免の措置をとった<u>一般被保険者に係る保険料</u>（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の額が、<u>調整交付金算定省令第6条第1号イ及びロに掲げ</u></p>

象需要額の100分の1に相当する額以上である場合（調整交付金算定省令第6条第1号の規定又は別に定める場合に該当することにより国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第4条第3項に規定する特別調整交付金が交付されるときを除く。）当該被保険者に係る保険料の減免額の3分の1以内の額

(2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額が、その額並びに同期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額、同期間に行われた保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額及び同期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の合算額の100分の1に相当する額以上である場合（調整交付金算定省令第6条第2号の規定又は別に定める場合に該当することにより算定政令第4条第3項に規定する特別調整交付金が交付されるときを除く。）当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の3分の1以内の額

(3) 略

附 則

（退職被保険者等所属市町村の調整交付金の特例）

2 法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）に係る第4条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第4条第1項第1号イ」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項第1号イ」と、

る額の合算額の100分の1に相当する額以上である場合（同号の規定又は別に定める場合に該当することにより国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第4条第3項に規定する特別調整交付金が交付されるときを除く。）当該一般被保険者に係る保険料の減免額の3分の1以内の額

(2) 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）の合算額が、その額並びに同期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額（退職被保険者等に係る額を除く。）、同期間に行われた保険外併用療養費又は特別療養費の支給についての療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。）からこれらの療養に要した費用につき保険外併用療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）及び同期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）の合算額の100分の1に相当する額以上である場合（調整交付金算定省令第6条第2号の規定又は別に定める場合に該当することにより算定政令第4条第3項に規定する特別調整交付金が交付されるときを除く。）当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の3分の1以内の額

(3) 略

附 則

同項第2号中「第4条第1項第2号イ」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項第2号イ」と、「額」とあるのは「額から後期高齢者支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」と、同条第2項中「第4条第1項第1号イ」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項第1号イ」とする。

- 3 退職被保険者等所属市町村に係る第6条の規定の適用については、同条第1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第4条第1項の調整対象需要額」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項の調整対象需要額から、前年度の1月から当該年度の12月までの各月末における介護納付金賦課被保険者のうち退職被保険者等の数の合計数を介護納付金賦課被保険者の数の合計数で除した数に、同項第3号に掲げる額を乗じて得た額を控除した額」と、同条第2号中「による療養の給付に係る一部負担金の減免額」とあるのは「による療養の給付に係る一部負担金の減免額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）」と、「額の合算額が、」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。以下同じ。）の合算額が、」と、「額、」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。）」と、「額及び」とあるのは「額（退職被保険者等に係る額を除く。）及び」と、「控除した額の」とあるのは「控除した額（退職被保険者等に係る額を除く。）の」と、「第6条第2号」とあるのは「附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第6条第2号」とする。

（病床転換支援金等を納付する市町の調整交付金の特例）

- 4 平成25年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第4条の規定を適用する場合には、第4条第1項第2号中「後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

- 5 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、第2項の規定により読み替えられた第4条の規定を適用する場合には、第2項の規定により読み替えられた第4条第1項第2号中「の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金」とあるのは、「及び病床転換支援金の納付に要した費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。

(平成20年度及び平成21年度における普通調整交付金定率分の額の算定の特例)

6 平成20年度及び平成21年度における第4条第1項第4号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第24条第1項の規定による繰入金の合算額の2分の1に相当する額とする。

7 市町(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、平成20年度及び平成21年度における普通調整交付金定率分の額の算定に係る第4条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)附則第19条第1項第2号に掲げる額を除く。以下同じ。)」と、「同号ロ」とあるのは「調整交付金算定省令第4条第1項第1号ロ」とする。

8 退職被保険者等所属市町村について、平成20年度及び平成21年度における普通調整交付金定率分の額の算定に係る第2項の規定により読み替えられた第4条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)附則第19条第1項第2号に掲げる額を除く。以下同じ。)」と、「同号ロ」とあるのは「調整交付金算定省令附則第2条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令第4条第1項第1号ロ」とする。

(普通調整交付金定率分の額の算定の特例)

2 平成17年度から平成19年度までの各年度における第4条第1項第4号の規定による額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の法第72条の2の2第1項の規定による繰入金及び法附則第12項の規定による繰入金の合算額の2分の1に相当する額とする。

3 平成18年度から平成21年度までの各年度における普通調整交付金定率分の額の算定に係る第4条第1項第1号の規定の適用については、同号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額(国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和34年政令第41号)附則第8条第1項第2号に掲げる額を除く。以下同じ。)」と、「同号ロ」とあるのは「調整交付金算定省令第4条第1項第1号ロ」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年度分の調整交付金から適用する。ただし、平成20年3月31日以前の期間に係る改正後の第4条及び第6条の規定による費用の算定については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 市町(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村(以下「退職被保険者等所属市町村」という。)を除く。)について、改正後の附則第4項で読み替えられた改正後の第4条の規定を適用する場合には、同条第1項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第77号。以下「一部改正省令」という。)附則第11条第2項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」と、同条第2項中「調整交付金算定省令」とあるのは「一部改正省令附則第11条第2項の規定により読み替えられた調整交付金算定省令」とする。

- 3 平成20年度において、退職被保険者等所属市町村について、改正後の附則第5項で読み替えられた、改正後の附則第2項の規定により読み替えられた改正後の第4条の規定を適用する場合においては、同条第1項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」とあるのは「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号。以下「一部改正省令」という。）附則第11条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」と、同条第2項中「市町に係る」とあるのは「市町に係る一部改正省令附則第11条第3項の規定により読み替えられた」とする。
- 4 平成21年度において、退職被保険者等所属市町村について、改正後の附則第5項で読み替えられた、改正後の附則第2項の規定により読み替えられた改正後の第4条の規定を適用する場合においては、同条第1項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）」とあるのは「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号。以下「一部改正省令」という。）附則第11条第4項の規定により読み替えられた、一部改正省令附則第11条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）附則第3条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令」と、同条第2項中「市町に係る」とあるのは「市町に係る一部改正省令附則第11条第4項の規定により読み替えられた、一部改正省令附則第11条第3項の規定により読み替えられた調整交付金算定省令附則第3条の規定により読み替えられた」とする。
- 5 平成22年度において、退職被保険者等所属市町村について、改正後の附則第5項で読み替えられた、改正後の附則第2項の規定により読み替えられた改正後の第4条の規定を適用する場合においては、同条第1項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）」とあるのは「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号。以下「一部改正省令」という。）附則第11条第5項の規定により読み替えられた、一部改正省令附則第11条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）附則第3条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令」と、同条第2項中「市町に係る」とあるのは「市町に係る一部改正省令附則第11条第5項の規定により読み替えられた、一部改正省令附則第11条第3項の規定により読み替えられた調整交付金算定省令附則第3条の規定により読み替えられた」とする。
- 6 平成23年度において、退職被保険者等所属市町村について、改正後の附則第5項で読み替えられた、改正後の附則第2項の規定により読み替えられた改正後の第4条の規定を適用する場合においては、同条第1項第1号中「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）」とあるのは「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第77号。以下「一部改正省令」という。）附則第11条第6項の規定により読み替えられた、一部改正省令附則第11条第3項の規定により読み替えられた国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号。以下「調整交付金算定省令」という。）附則第3条の規定により読み替えられた調整交付金算定省令」と、同条第2項中「市町に係る」とあるのは「市町に係る一部改正省令附則第11条第6項の規定により読み替えられた、一部改正省令附則第11条第3項の規定により読み替えられた調整交付金算定省令附則第3条の規定により読み替えられた」とする。